

土浦市告示第136号

土浦市若年がん患者等在宅療養支援事業助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この告示は、在宅療養を行う若年がん患者等の身体的及び経済的な負担の軽減を図るため、在宅療養に必要なサービスを利用する若年がん患者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、土浦市補助金等交付規則（平成13年土浦市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「若年がん患者等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。第4条において「法」という。）第7条第3項第2号に規定する特定疾病により要介護状態にある者であって、第4条に規定するサービスを受ける日において40歳未満のものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、第6条の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）において市内に住所を有する若年がん患者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の法令等（いばらきがん患者トータルサポート事業（若年患者療養生活サポート事業）補助金交付要項を除く。）により、次条に規定するサービスに相当する給付を受けることができる者は、助成対象者としなない。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるサービス（法に基づき茨城県知事又は市長が指定した事業者その他市長が適当と認めるものが提供するものに限る。以下「サービス」という。）に要する経費とする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護に相当するサービス
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に相当するサービス
- (3) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与に相当するサービス
- (4) 法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売に相当するサービス

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額に10分の9（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する助成対象者にあつては、10分の10）を乗じて得た額とし、1か月につき6万3,000円（生活保護法による被保護世帯に属する助成対象者にあつては、7万円）を限度とする。この場合において、算出した助成金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者又はその保護者は、サービスを利用しようとする日の属する月の前月の末日までに、土浦市若年がん患者等在宅療養支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1）助成対象者の住民票の写し（申請日における住所を確認することができるものに限る。）
- （2）土浦市若年がん患者等在宅療養支援事業助成金に係る意見書（様式第2号）
- （3）助成対象経費に係る見積書の写し
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公簿等により確認することができる場合は同項第1号に掲げる書類の提出を、同項第2号に掲げる書類が作成された日から1年以内に再度の助成金の交付を申請する場合は同号に掲げる書類の提出を省略させることができる。

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、土浦市若年がん患者等在宅療養支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付の決定のために必要があると認めるときは、医師の意見を求めることができる。

（実績報告）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者（第9条及び第10条において「助成金交付決定者」という。）は、助成対象者がサービスを利用した日の属する月の翌月の10日（当該サービスを利用した日の属する月が3月である場合にあつては、同月31日）までに、土浦市

若年がん患者等在宅療養支援事業助成金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 助成対象経費に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し
- (2) 第4条第1号又は第2号に掲げるサービスを利用した場合にあっては、当該サービスを提供した事業所並びに利用したサービスの内容及び日時を確認することができる書類
- (3) 第4条第3号に掲げるサービスを利用した場合にあっては、貸与を受けた福祉用具の仕様書
- (4) 第4条第4号に掲げるサービスを利用した場合にあっては、購入した特定福祉用具の仕様書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、助成金の額を確定したときは、土浦市若年がん患者等在宅療養支援事業助成金額確定通知書（様式第5号）により助成金交付決定者に通知するものとする。

(助成金の交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた助成金交付決定者は、当該通知を受けた日から起算して14日を経過する日までに、土浦市若年がん患者等在宅療養支援事業助成金交付請求書（様式第6号）により市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金交付決定者に助成金を交付するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。